



庄原市監査委員告示第4号

平成24年3月5日付け庄原市監査委員告示第2号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成25年3月27日

庄原市監査委員 藤原公昭
同 岡村信吉



平成23年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

庄原市シルバー人材センター（所管課：高齢者福祉課）

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(1)実績報告について(団体及び所管課に対するもの)	<p>ア 実績報告書が提出期限を過ぎて提出されている。期限内に報告されたい。</p> <p>イ 企画提案方式事業に係る実績報告の添付書類について事業の内容が確認できる書類の提出を求めるとともに、事業の成果を検証されたい。</p>	<p>庄原市補助金交付規則（平成17年規則第46号）に基づき、適正な執行に努めます。</p>	<p>庄原市補助金交付規則（平成17年規則第46号）</p>
(2)経理事務について(団体に対するもの)	<p>ア 預貯金通帳と預金出納帳に差異があり帳票のあり方を検討されたい。</p> <p>イ 支出命令書に請求日・領収日が空欄のものがあったので事務の正確性の確保に努められたい。</p>	<p>経理事務について出納整理が適正に行なわれるよう指導・助言します。</p>	

平成23年度監査結果報告（財政援助団体監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

くちわモーモーファーム（所管室：口和支所産業建設室）

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(1) 実績報告書について(団体及び所管室に対するもの)	<p>補助事業者は適正に処理をされるとともに、市は確認をするよう改められたい。</p> <p>ア 実績報告書及び収支決算書に誤りが見られた。</p> <p>イ 収支決算書において、帰属すべき会計期間に適正に計上されていない金額が見受けられた。</p>	<p>ア 団体を指導し、訂正報告させた。</p> <p>イ 平成23年度報告書から、未収金、未払金処理をし、公金と同一年度処理を行うよう団体を指導した。</p>	
(2) 補助金交付時期について(団体及び所管室に対するもの)	<p>運営補助金であることから、補助金交付団体の財政運営状況に配慮し、補助金の交付時期等について検討されたい。</p> <p>また、団体においては事務事業の徹底した見直しや改善を行い、効率的な事務事業執行に向け、努力されたい。</p>	<p>団体と協議し、平成24年度から交付時期及び交付方法を配慮した。</p> <p>また、事務事業の見直し等の取り組みについて、団体の指導に努めます。</p>	
(3) 経理業務について(団体に対するもの)	<p>次のとおり改善すべき点があるので、補助事業者は改善に努められたい。</p> <p>ア 請求明細等、支払の適正確認のための証拠書類が一部見受けられなかった。</p> <p>については、証拠書類の整備、保存を適切に行われたい。</p> <p>イ 本来平成22年度で処理すべき支払いが、翌</p>	<p>ア 証拠書類の適切な整備と保存を行うよう団体を指導した。</p> <p>イ 未収金、未払金処理をし、公金と同一年度処理を実施するよう団体を指導した。</p> <p>ウ 団体と協議し、平成24年度から取組むよう指導した。</p> <p>エ 団体と協議し、経理事務の確認体制が取れる</p>	

	<p>年度で支払われていた。</p> <p>ウ 賃金支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付の事務について遺漏が見受けられたので、検討されたい。</p> <p>エ 小規模な団体であり、経理事務が担当者1名ということから、誤りが長期間発見されないことが懸念される。会計規定等の整備、支払に伴う事務の確認体制を確立する等、財務報告の信頼性を確保されたい。</p>	<p>よう指導した。</p>	
--	---	----------------	--

平成 23 年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

口和自治振興区（所管室：口和支所企画調整室）

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
事業報告書	<p>ア. 収支決算書において内訳の記載をすること。</p> <p>イ. 利用料金の内訳が確認できる書類を提出すること。</p> <p>ウ. 事業実績書の管理業務の実施状況について管理業務全般について記入すること。</p> <p>エ. 精算項目について同一年度で、決算書を作成すること。</p>	<p>ア. 団体へ指導し、平成 23 年度の収支決算書から記載する。</p> <p>イ. 団体へ指導し、平成 23 年度報告書から実施する。</p> <p>ウ. 団体へ指導し、平成 23 年度報告書から実施する。</p> <p>エ. 団体へ指導し、平成 23 年度収支決算書から、未収金、未払金処理をし、公金と同一年度処理を実施する。</p>	基本協定書第 17 条
事業計画書	事業計画書を提出すること。	<p>平成 22 年度は指定管理最初の年度であり、指定申請書に添付されていたので省略した。</p> <p>平成 23 年度は事前に提出されており、平成 24 年度以降も実施するよう指導する。</p>	基本協定書第 16 条
管理状況確認報告書	管理状況確認報告書を作成し、業務の実施状況と施設の管理状況を確認すること。	<p>平成 22 年度は、自治振興課において、年度中途管理状況確認をし、報告書を作成したので、実績報告による管理状況確認を怠った。</p> <p>平成 23 年度以降は、確実に実施します。</p>	基本協定書第 18 条

平成23年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

有限会社くちわ（所管室：口和支所産業建設室）

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(1) 事業報告書について(団体及び所管室に対するもの)	<p>次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされるとともに、市は確認をするよう改められたい。</p> <p>ア 事業計画書と報告書の収支決算項目や計上費用が異なっていた。</p> <p>イ 収支差額を調整するために積算根拠のない収入が計上されていた。</p>	<p>ア 平成23年度実績報告から適正に記載するよう指定管理者を指導し、報告を受けた。</p> <p>イ 平成23年度実績報告から適正に記載するよう指定管理者を指導し、報告を受けた。</p>	
(2) 経理業務について(団体に対するもの)	<p>次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされたい。</p> <p>ア 報告書と総勘定元帳の各計上数値に相違が見受けられた。再確認等適正な経理に努められたい。</p> <p>イ 収支決算は、指定管理料の適正性の評価及び、団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、収支決算書の正確性が確保される必要がある。また、一定の基準を定めて統一的に計算整理をしなければ、期間比較等財政状態の把握が困難となる。については、指定管理者は企業会計原則に</p>	<p>ア 適正な経理内容で報告するよう指定管理者を指導した。</p> <p>イ 経理事務を企業会計原則に即した会計となるよう指定管理者を指導した。</p> <p>ウ 指定管理業務専用の口座を設け、会計部門を分けるよう指定管理者を指導した。</p> <p>エ 経理事務の確認体制が取れるよう指定管理者を指導した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>

	<p>則した会計規定等を定められ、正確性を確認されて市へ提出されたい。</p> <p>ウ 総勘定元帳の一部は「指定管理会計」として、会計区分を分けて処理しているが、請求・領収書や通帳は事業全体での経理処理であり、抽出し突合確認せざるを得ないものとなっている。本基本協定の条文には専用口座に関する条文はないが、業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、また事業団体自らが市から支払われる指定管理料と他の管理運営のために執行する経費とを適正に経理処理するためにも専用口座により管理され、経理区分も明確にされたい。</p> <p>エ 小規模な団体であり、誤りが長期間発見されないことが懸念される。支払に伴う事務の確認体制を確立する等、財務報告の信頼性を確保されたい。</p>		
--	--	--	--